

第四次 豊島区一般廃棄物処理基本計画

令和3（2021）年3月

豊 島 区

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の背景.....	1
3 計画期間.....	2
4 計画の対象範囲.....	2
5 関連法との位置づけ.....	3
第2章 リサイクル・清掃事業の現状	4
1 豊島区のリサイクル・清掃事業の沿革	4
2 人口の推移.....	5
3 事業所数の推移.....	5
4 ごみ量の推移.....	5
5 資源回収量・資源化率の推移	6
6 ごみと資源の流れ.....	7
第3章 基本理念及び基本方針	8
1 基本理念.....	8
2 基本方針.....	9
第4章 計画目標	11
1 計画目標.....	11
2 目標達成によるごみ量・資源化量の推移	12
第5章 施策	13
1 施策体系.....	13
2 重点的な取組み.....	14
3 具体的施策.....	15
第6章 食品ロス削減推進計画	20
1 食品ロス削減推進計画の基本事項	20
2 食品ロス削減推進計画の方針・目標	22
3 食品ロス削減のための取組み	22
第7章 生活排水処理基本計画	24
1 基本方針.....	24
2 基本計画.....	24
3 処理の区分・主体.....	24
用語解説	25
資料編	26

※本文中「*」を付している用語は、「用語解説」を参照ください。

※表とグラフの数値について、端数処理のため内訳と合計が一致しない場合があります。

第1章 計画の概要

1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」と言う。）及び「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを目的としています。

2 計画の背景

清掃事業の移管から第三次一般廃棄物処理基本計画の策定まで

本区は、平成12（2000）年に清掃事業が東京都から特別区に移管されたことに伴い、一般廃棄物処理の責任主体として豊島区一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

平成20（2008）年に8品目12分別の資源を毎週回収する「新資源回収」を導入、さらに「3Rの輪が広がる循環のまち」を目指し、第三次一般廃棄物処理基本計画を平成26（2014）年3月に策定し、清掃・リサイクル事業を推進してきました。

国や東京都の取組み

国においては循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画*」を平成30（2018）年6月に閣議決定しました。計画の中では、国際的な課題として、食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であることが指摘されています。また、東京都は「ゼロエミッション東京戦略」を令和元（2019）年12月27日に公表し、リサイクルに関する令和12（2030）年の目標として「廃プラスチックの焼却量40%削減（平成29（2017）年度比）」「食品ロス発生量の半減（平成12（2000）年度比）などを掲げ、取組みを推進することとしています。

『SDGs 未来都市』の選定、そして新しい日常へ

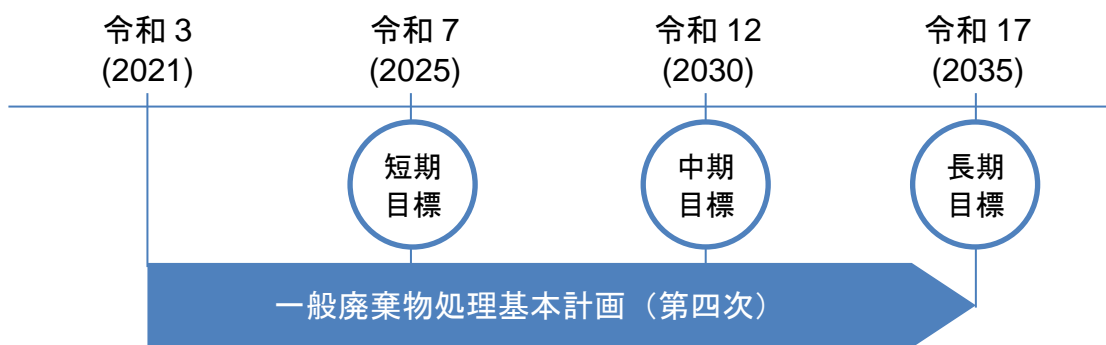
令和2（2020）年7月17日、本区はSDGsの達成に向け優れた取組みを行う自治体として『SDGs 未来都市』に選定されました。SDGsとは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）であり、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決しようとするものです。

令和2（2020）年は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大が社会に大きな影響を与えました。清掃・リサイクル事業においても、「新しい生活様式」のあり方を見すえつつ、SDGsの示す目標を目指していくことが求められています。

3 計画期間

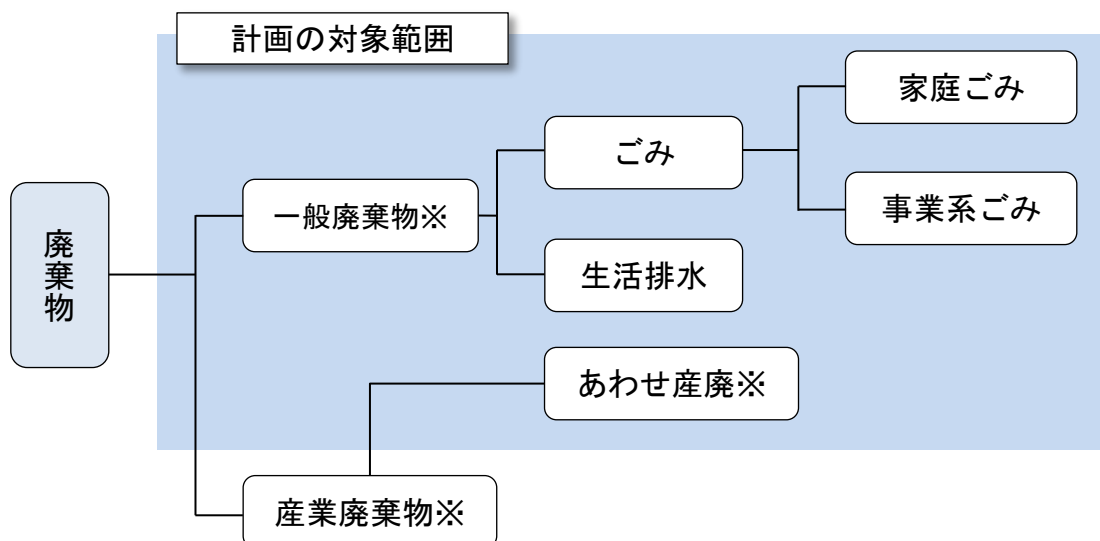
計画期間は令和 3（2021）年度から令和 17（2035）年度までの 15 年間とします。また、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までを短期、令和 12（2030）年度までを中期、令和 17（2035）年度までを長期として、それぞれの最終年度の目標値を定めます。

なお、計画の進捗状況や社会経済状況の変化及び関連計画との整合性などを踏まえ、概ね 5 年ごとに計画を見直します。



4 計画の対象範囲

計画の対象は、区内で発生する一般廃棄物です。



※一般廃棄物・・・産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。

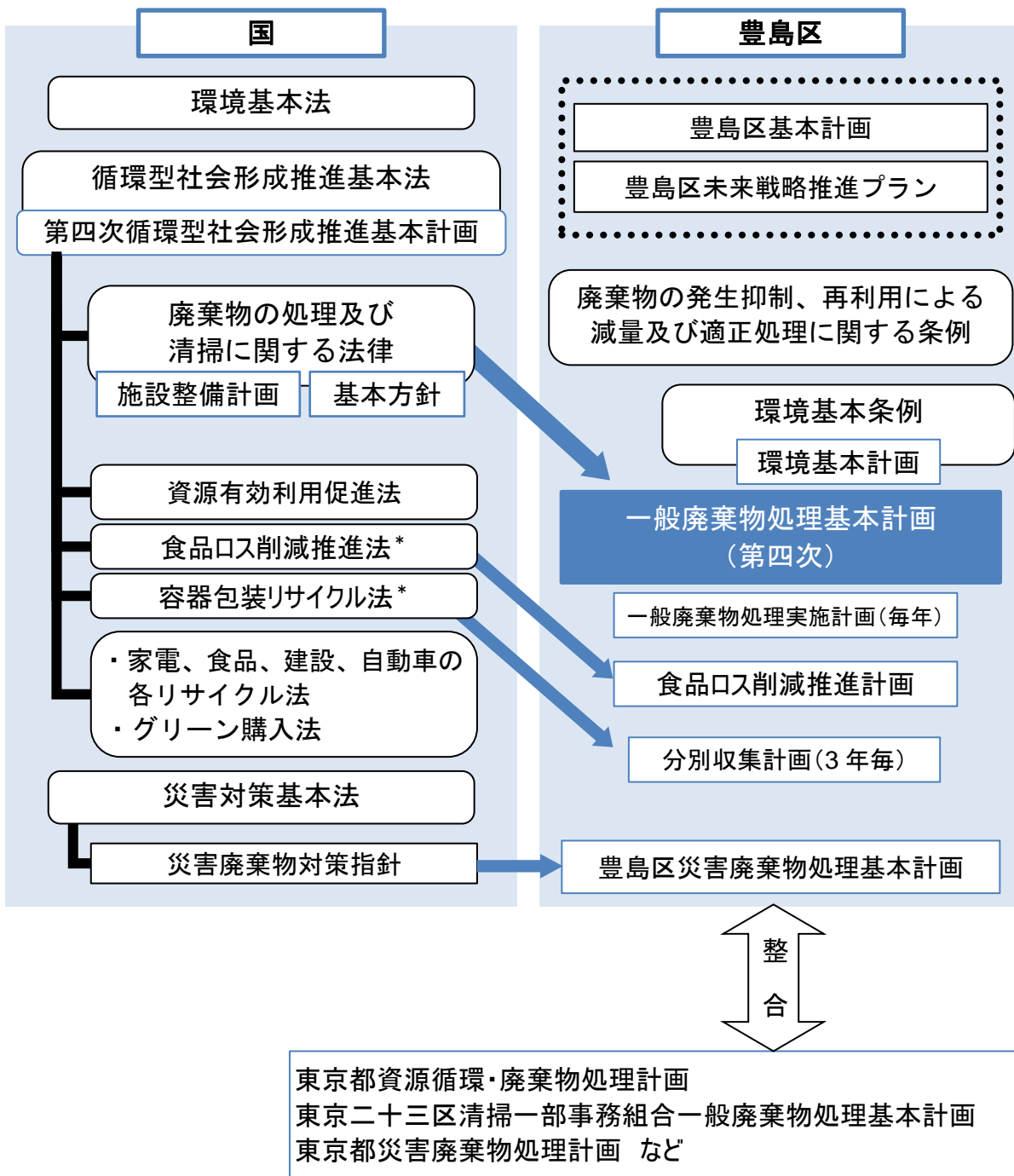
※産業廃棄物・・・事業活動に伴って排出される廃棄物で、政令で定められた 20 品目及び輸入された廃棄物をいいます。

※あわせ産廃・・・一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くず等の産業廃棄物をいいます。

5 関連法との位置づけ

本計画は「豊島区基本計画」や「豊島区未来戦略推進プラン」などの方針に基づき、本区において発生する一般廃棄物の処理に関する長期的な目標や施策を明らかにするものです。

また、関係を有する国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合・他区の計画と調和を保つよう努めます。



第2章 リサイクル・清掃事業の現状

1 豊島区のリサイクル・清掃事業の沿革

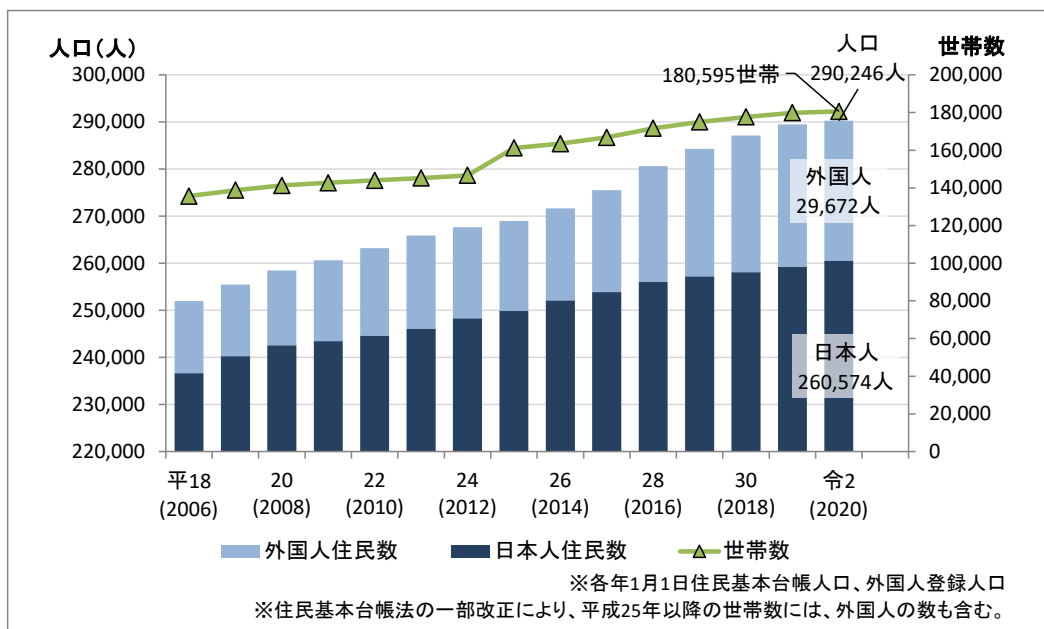
- 昭和 44 (1969) 年 粗大ごみ収集の開始
- 昭和 47 (1972) 年 豊島区ごみ減量運動推進協議会発足
「豊島方式」の集団回収開始
- 昭和 48 (1970) 年 燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ分別収集の開始
- 平成 7 (1995) 年 「パイロットプラン開始」
一部地域で7品目9分別の資源回収

【回収品目】
古紙(新聞、雑誌、段ボール)、牛乳パック、古布、
びん、かん、ペットボトル、トレー
- 平成 8 (1996) 年 区内全域に拡大
- 平成 11 (1999) 年 「パイロットプランの品目増加」
厚紙製の箱、包装紙を追加し7品目11分別へ
- 平成 12 (2000) 年 「容器包装リサイクル法完全施行」
「東京都から特別区へ清掃事業移管」
- 平成 14 (2002) 年 「新パイロットプラン開始」
区内全域で8品目12分別の資源回収
(ボトルタイプのプラスチック製容器を追加)

【回収品目】
古紙(新聞、雑誌、段ボール、厚紙製の箱、包装紙)、牛乳パック、
古布、びん、かん、ペットボトル、トレー、ボトルタイプのプラスチック製容器
- 平成 20 (2008) 年 「新資源回収本格実施」
全品目を毎週回収
「廃プラスチックサーマルリサイクル*の開始」

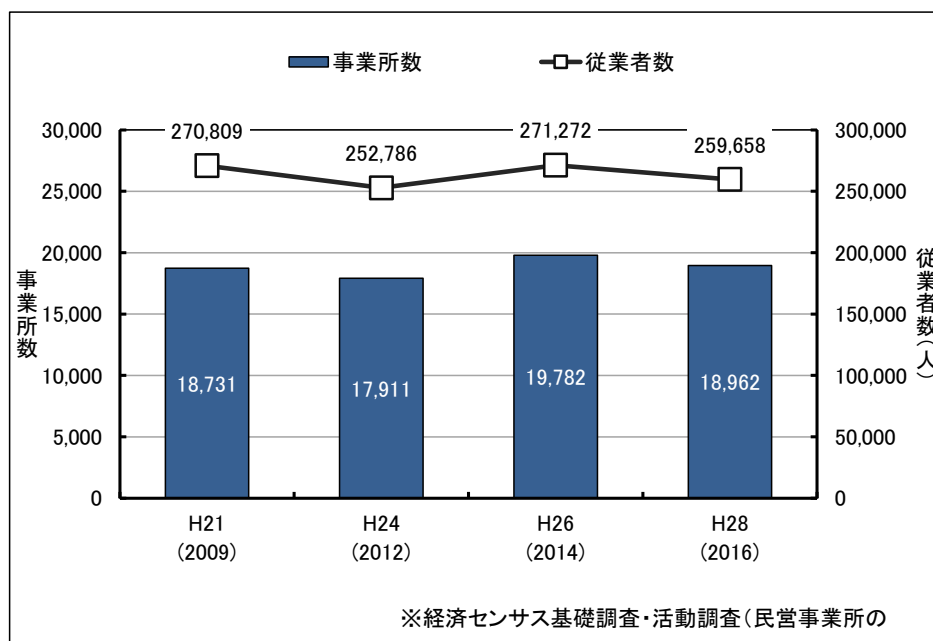
2 人口の推移

本区の人口は令和2（2020）年1月1日現在で290,246人、世帯数は180,595世帯で、人口の内10.2%が外国人となっています。人口は増加傾向にありますが、その伸びは徐々に鈍っています。



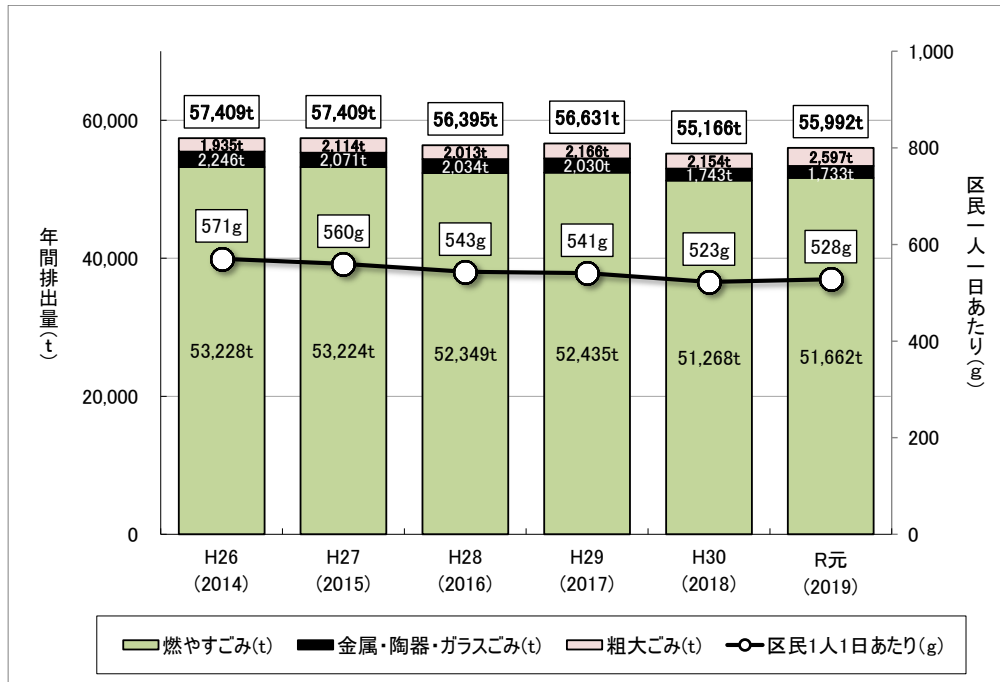
3 事業所数の推移

経済センサスによると、本区の民営事業所数は1万9千前後、従業者数は26万人前後を推移しています。



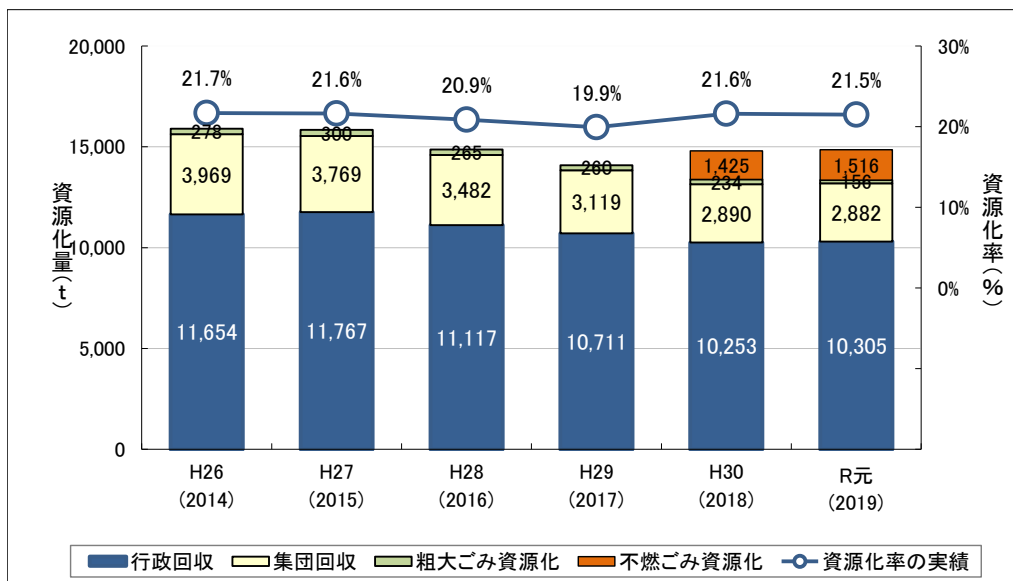
4 ごみ量の推移

人口増に対し、平成 30 (2018) 年度までは年間のごみ量や 1 人 1 日あたりのごみ量は順調に減少していましたが、令和元 (2019) 年度は前年度よりやや増加しています。



5 資源回収量・資源化率の推移

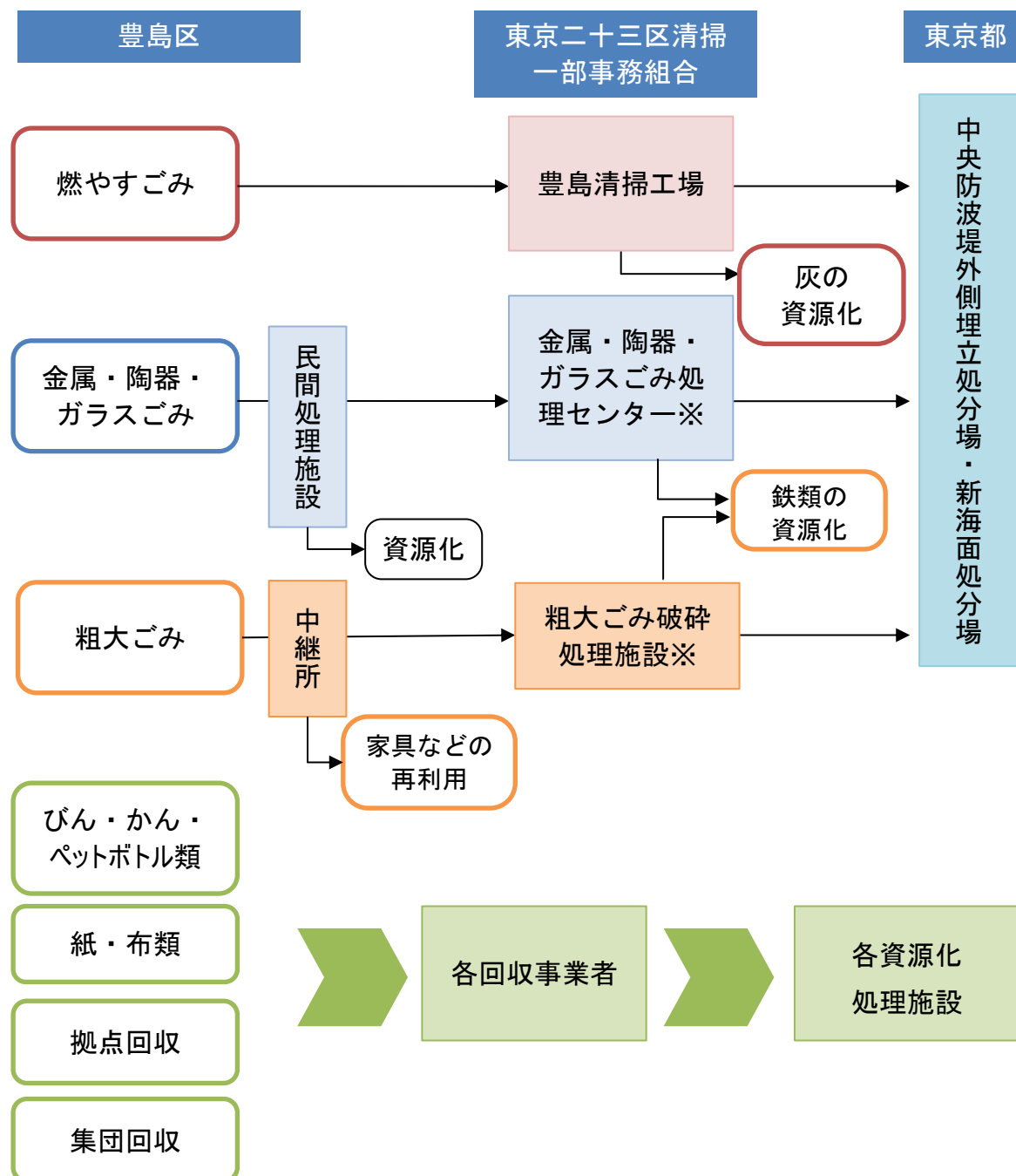
行政回収(集積所回収)、集団回収は年々減少傾向にあります。一方、平成 30 (2018) 年度より「金属・陶器・ガラスごみ」の資源化を開始したことにより、資源化率はやや上昇しています。



6 ごみと資源の流れ

ごみの収集は区、焼却や破砕等の中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理を行っています。

中間処理の残渣は東京都が管理する最終処分場で埋立処分していますが、焼却灰等についてはセメント原料化等による有効利用を行っています。



※金属・陶器・ガラスごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設から発生する可燃系残渣は、清掃工場にて焼却処理

第3章 基本理念及び基本方針

1 基本理念

3Rの輪でSDGsを実現するまち としま

温室効果ガスの増加による気候変動問題や、世界的に拡大する消費活動によって引き起こされた海洋ごみ問題など、地球規模の環境問題は依然として深刻な状態にあります。清掃・リサイクル事業においては、ごみの3R*（リデュース・リユース・リサイクル）の側面から地球規模の環境問題に対応することが求められています。

さらに、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が社会を一変させた年として、人々に記憶される年となりました。「新しい生活様式」のあり方を模索していくことが人類共通の課題となっています。

本区は、令和2（2020）年7月にSDGsの達成に向け優れた取組みを行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。

気候変動や感染症、貧困や飢餓、働きがい、経済成長など様々な課題に、世界が丸となって対応するための達成すべき目標が、持続可能な開発目標 SDGs です。SDGsは政府レベルのみならず、地域レベルの活動や企業活動など、あらゆる人々の活動の中で共有すべき目標として浸透しつつあります。

本区は、区民・事業者・行政が一体となってごみの3Rに取り組むことにより、「新しい生活様式」に対応した持続可能な循環型のまちづくりを進めていきます。

図表 1 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

2 基本方針

(1) 基本方針 1 リデュース・リユースの推進



循環型社会形成推進基本法では、ごみの 3R を進めるにあたり、まずごみの発生抑制（リデュース）を行い、それでも排出されるものについては再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めるものとして優先順位を定めています。

国の各種リサイクル法制度の制定や、本区における資源回収の進展に見られるように、これまで「リサイクル」については一定程度の成果が上がっています。しかし、「リデュース」「リユース」については、「分けて出す」前の段階、すなわち物の生産・流通から販売、消費の段階での生活スタイルや事業活動、意識の変革が必要です。

令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の日常生活や事業活動に大きな影響を与えました。「新しい生活様式」を見すえつつ、区民・事業者・行政が一体となってリデュース・リユースの取組みを進めていけるよう、区はコーディネーターとして区民・事業者とともに考え、積極的な情報発信を行っていきます。

(2) 基本方針 2 質の高いリサイクルの実現



本区は、平成 7（1995）年に他区に先がけ資源の分別回収を開始して以降、分別回収品目や回収頻度を増やすとともに、平成 30（2018）年度には「金属・陶器・ガラスごみ」の資源化を開始するなど、リサイクルの充実を図ってきました。

今後も、プラスチックごみのリサイクルなど、資源リサイクルの基盤を充実するとともに、資源のごみへの混入をなくしていくため、排出ルールの徹底や分りやすい分別方法の検討を進めていきます。

また、地域団体を主体とした集団回収、販売店などで行われている店頭回収など、民間を主体とする多種多様な回収を促進していくため、本区は必要な情報提供を行うとともに、支援をしていきます。

(3) 基本方針 3 安定的で適正なごみ処理









東京二十三区清掃一部事務組合で行われるごみの中間処理や、東京都の管理する最終処分場での処分が安定的かつ適正に行われるよう、本区はまずごみの減量・適正排出・資源化を進めるとともに、粗大ごみや金属・陶器・ガラスごみ等

を燃やすごみに混入するなどの不適正排出の防止や、水銀等の有害物や爆発などの危険性のある廃棄物の適正排出を区民に周知します。

また、令和 2（2020）年に新型コロナウイルス感染症が拡大する中、清掃・リサイクル事業における感染症対策の必要性が求められたことを踏まえ、感染の恐れのある家庭での廃棄物の保管や排出方法、収集時の安全性の確保等について、引き続き本区の状況に応じた措置を講じていきます。

廃棄物処理法に基づき自己処理が原則となっている事業系ごみについては、排出抑制を促した上で、事業者による適正処理・資源化を徹底していきます。また、一部の小規模事業者から排出され例外的に行政収集を行っている事業系ごみについても、民間移行促進と適正排出を徹底していきます。

【参考】SDGs のアイコンについて

SDGs のゴール	ターゲット
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーン*における食品ロスを減らす</p> <p>12.5 廃棄物の発生を減らす</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14.1 海洋汚染を防止・削減する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>

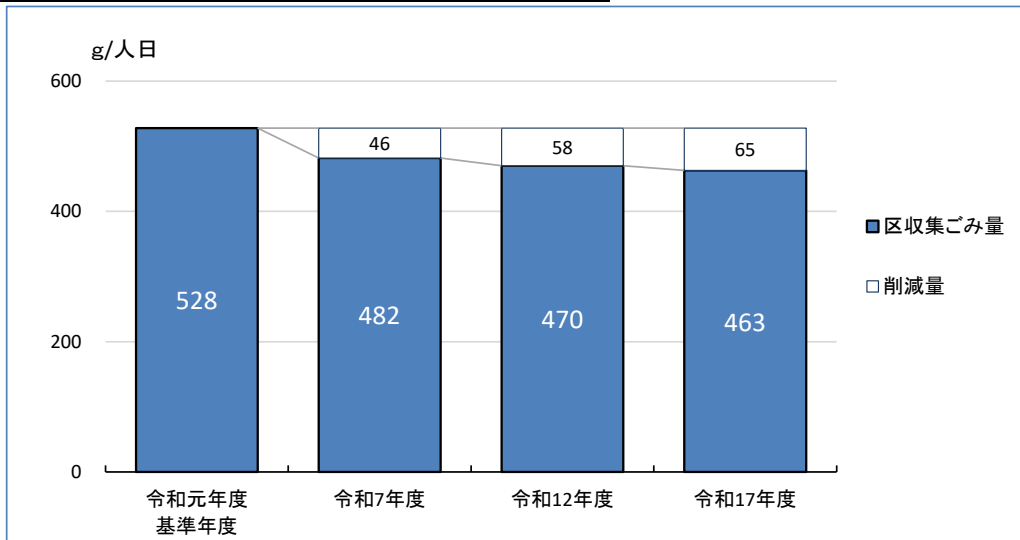
第4章 計画目標

1 計画目標

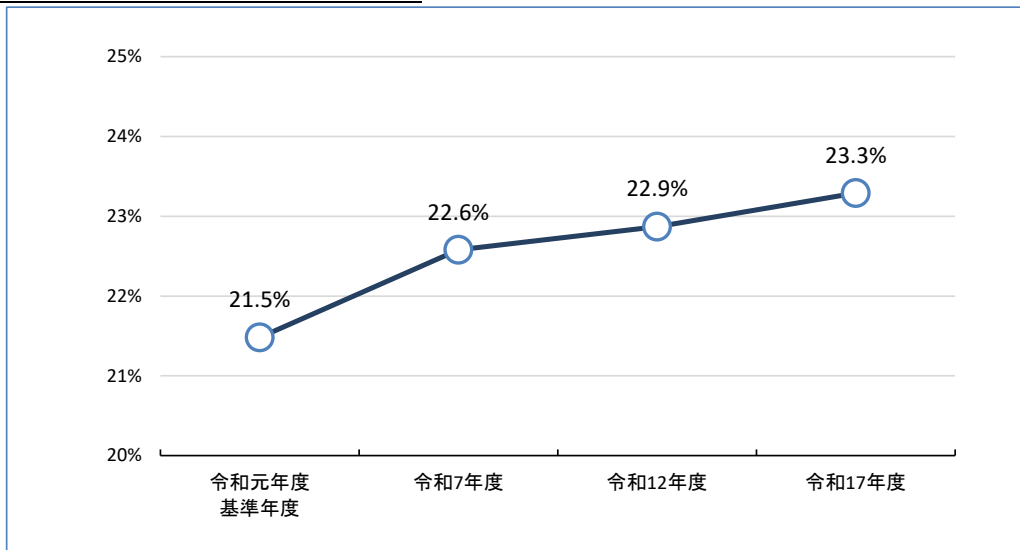
基本理念の実現に向け、区民・事業者・行政の三者が取組む目標を定めます。

	令和元（2019）年度		令和17（2035）年度
1人1日あたりごみ量	528g/人日	⇒	463g/人日
資源化率	21.5%	⇒	23.3%

■1人1日あたりごみ量の目標（5年ごと）



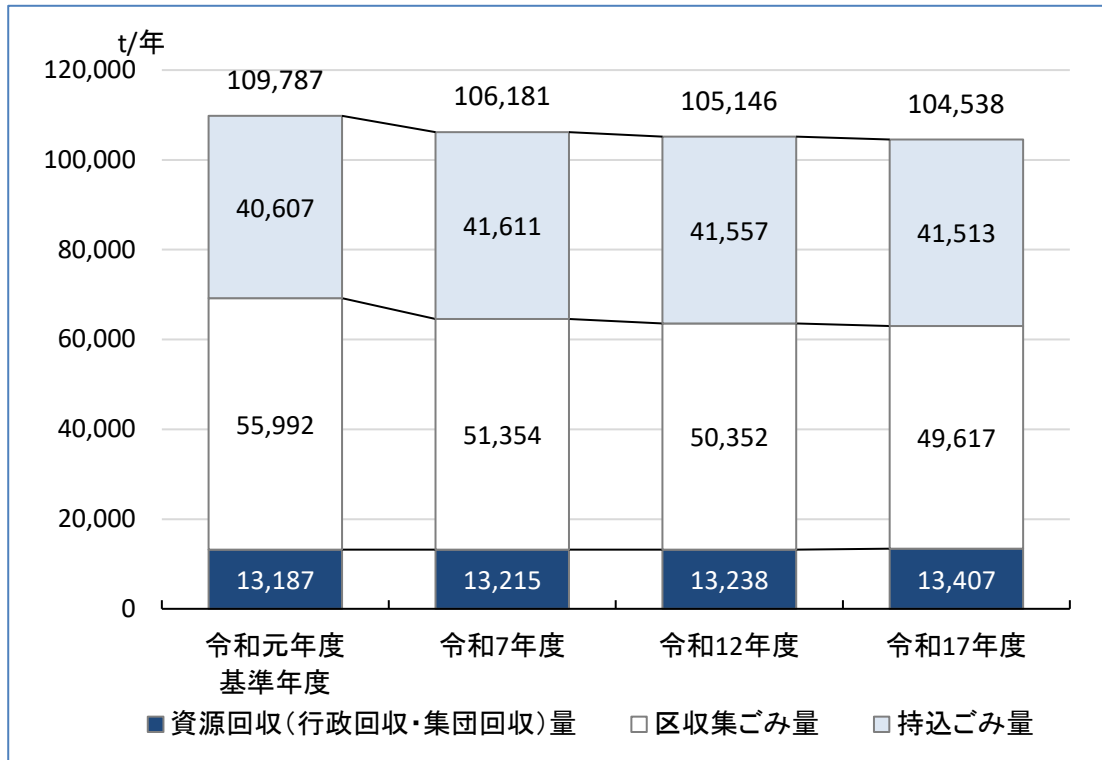
■資源化率の目標（5年ごと）



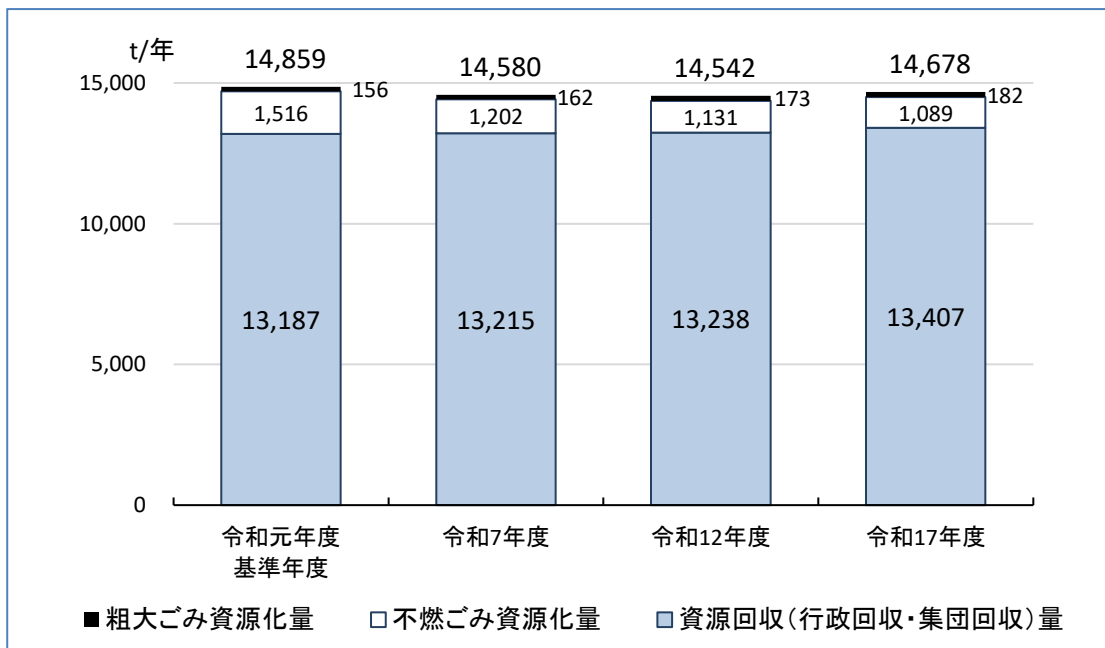
2 目標達成によるごみ量・資源化量の推移

1人1日あたりごみ量、及び資源化率の目標が達成された場合のごみ量・資源化量の推移は以下のとおりとなります。

■一般廃棄物総排出量の推移



■資源化量の推移



第5章 施策

1 施策体系

基本理念：3Rの輪でSDGsを実現するまち としま

基本方針1：リデュース・リユースの推進
基本方針2：質の高いリサイクルの実現
基本方針3：安定的で適正なごみ処理

重点的
取り組み

- 1 プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進
- 2 食品ロス削減の推進
- 3 事業系ごみ対策の推進

施策体系

(1) リデュース・リユースの推進

- ① リデュース・リユース施策の継続的な展開
- ② 食品ロス削減の推進
- ③ 区民・事業者への情報発信
- ④ 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進
- ⑤ 区民の活動支援と連携の場の創出

(2) 質の高いリサイクルの実現

- ① プラスチック製容器包装分別収集の導入検討
- ② 事業者の自主的取組みの促進
- ③ 事業系ごみのリサイクルの促進
- ④ 集団回収の積極的活用

(3) 安定的で適正なごみ処理

- ① 適正分別・適正排出の徹底
- ② 有害物質等の適正処理
- ③ 事業所への情報提供・指導
- ④ ごみ収集有料化等の調査・検討
- ⑤ 災害廃棄物対策

食品ロス削減推進計画（第6章）

2 重点的な取組み

以下の3点について重点的な取組みとして位置付けます。

(1) プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進

海洋ごみや気候変動といった地球規模の環境問題が深刻化する中、本区においても、廃プラスチック類のさらなる発生抑制・排出抑制・資源化の推進が急務となっています。既に国ではプラスチック資源のさらなる循環に向けた法制度の検討が始まっており、東京都では「ゼロエミッション東京戦略」の中で廃プラ焼却量の40%削減を掲げています。

このような動向を踏まえ、発生抑制・排出抑制を優先することを前提に、廃プラスチック類のさらなる資源化を図るため、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集の導入について検討します。

施策(1)-④

施策(2)-①

(2) 食品ロス削減の推進

食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）については、平成27（2015）年に国連で採択されたSDGsにおいて「令和12（2030）年までに半減させる」ことが目標（ターゲット）の1つとして掲げられ、国においても令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、食品ロス削減推進法）が制定・施行されるなど、食品ロスの削減は持続可能な社会を形成する上で重要な取組課題となっています。

本区においては、フードドライブ*の実施や食べきり協力店*登録制度など独自の取組みを展開してきたところですが、食品ロス削減推進法の施行を受けて、事業者、消費者等と連携し国民運動として食品ロスの削減を推進するため、計画的に取組みを展開していきます。

施策(1)-②

(3) 事業系ごみ対策の推進

池袋地区をはじめ多くの事業所が集積する本区においては、事業系ごみの減量・資源化の促進は引き続き重要な課題となっています。

本区では、事業系ごみの民間収集移行を軸に、事業者への適正排出指導や、池袋駅周辺繁華街地域でのごみの毎日収集の廃止と資源回収の導入など、様々な対策を講じ一定の成果をあげてきました。これまでの取組みの成果を踏まえ、行政収集に排出される事業系ごみについては、民間処理業者へのさらなる移行促進を図るとともに、有料ごみ処理券の貼付や分別の徹底など、適正排出を促進します。

施策(2)-③

施策(3)-③

3 具体的施策

(1) リデュース・リユースの推進

①リデュース・リユース施策の継続的な展開

これまで本区では、簡易包装商品の販売や消費者による選択、リユース容器の利用、不用品の再利用など、区民や事業者がリデュース・リユースに取り組むやすいよう、広報による啓発や出前講座、リユース食器の貸し出し、フリーマーケット実施団体への支援、リサイクルセンターでの修理・再生した粗大ごみのあっせん等の事業を行ってきました。今後もこれらの取り組みを継続するとともに、最も重視すべきリデュースを促進するために、他団体との連携を取りながら事業の展開を図っていきます。

②食品ロス削減の推進

食品ロスの削減を進めるため、区民、事業者、行政、そしてNPO*法人や大学・教育機関など様々な主体が共通理解の下、互いに連携し一体となって取り組んでいきます。

また、取り組みを計画的に推進するため、食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画を策定（第6章）します。

③区民・事業者への情報発信

区民や事業者がリデュース・リユースによるごみ減量を進めるにあたり、「暮らしの中でどのような工夫ができるか」「取り組みによってどの程度効果があるか」等を効果的に周知していくことが必要です。

外国人人口が増加するなど区民の多様性が増す中、本区では従来の冊子等による周知に加え、冊子の多言語化や集積所におけるQRコードによる多言語案内などに取り組んできましたが、引き続きごみアプリやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の活用など、多様な情報媒体による情報発信を図っていきます。

④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進

近年、企業の事業活動においてもSDGsを踏まえ、製品の製造や販売、サービスの提供にあたり、海洋プラスチックごみ問題の解決や食品ロス削減などに取り組んでいこうとする動きが広がっています。

例えば、使い捨ての飲食器（カップやストローなど）を廃止し、マイボトルの持参を促す取組みや、豊島区食べきり協力店への登録、フードレスキューの実施、食料品の見切り品の情報を一早く消費者に提供するスマートフォンアプリを開発するなどの動きです。

また、令和2（2020）年7月にレジ袋の有料化（無償配付の禁止）制度が導入されたことなどにより、消費者の側でも使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの削減が意識されるようになっていきます。

これら事業者のリデュース・リユースに向けた行動は、消費者がその商品・サービスを積極的に選択して初めて持続的なものとなります。このような観点から、本区は事業者が区内で行っている取組みについて情報の収集と区民への発信を進めていきます。

また、拡大生産者責任*（EPR）に基づく資源循環制度の拡充について、国に働きかけていきます。

⑤区民の活動支援と連携の場の創出

本区内には、町会、清掃担当者会、PTA、商店会、NPO法人、大学など様々な地域団体、事業者団体等が活動しており、集団回収やフードドライブ事業、フリーマーケット、地域イベント等でのリユース食器の使用など、ごみの減量・資源化に関わる様々な取組みが展開されています。

これらの取組みを支援するとともに、今後の清掃・リサイクル事業における課題などについて、清掃担当者会やリサイクル・清掃審議会等にて意見交換の場を設け、連携を深めていきます。

(2) 質の高いリサイクルの実現

①プラスチック製容器包装分別収集の導入検討

現在、ペットボトルを除く廃プラスチック類については、トレーとボトル類のみが分別収集・リサイクルの対象となっています。今後は、プラスチック類の発生抑制・排出抑制に取り組むことを前提に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、容器包装リサイクル法)のプラスチック製容器包装の分別収集の導入を検討します。

検討にあたっては、区民にとって出しやすい分別方法・排出方法に配慮するとともに、実際にかかる費用や環境負荷等について、実態調査や実証試験等の具体的な検証を行います。

また、国が法制度化を予定している「容器包装と製品の一括回収」の内容や、これに伴う国や東京都の動向についても十分に留意するとともに、国に拡大生産者責任の推進を働きかけていきます。

②事業者の自主的取組みの促進

スーパーマーケットなどの小売店における食品トレーや牛乳パック等の店頭回収、家電販売店における小型家電や電子機器の店頭回収、メーカー団体による充電電池や携帯電話、インクカートリッジの回収など、事業者による様々な自主的なリサイクルの取組みが行われています。国内有数の商業集積地である池袋を有する本区の特性を生かす観点から、本区は自主回収に取り組む事業者の情報を発信するなど、区民がこれらの回収ルートを利用しやすい環境を整えていきます。

③事業系ごみのリサイクルの促進

本区は池袋駅周辺の繁華街をはじめ、様々な事業活動が集中する副都心区であり、循環型のまちづくりを目指す上で、事業系ごみの減量・資源化、適正処理の推進が重要です。

大規模事業者に対しては、条例に基づき廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を求め、廃棄物管理責任者講習会や立入検査等を通じて、事業系ごみの減量・資源化・適正排出を促進します。

また、行政収集にごみを排出している小規模事業者に対しては、引き続き民間収集への移行を働きかけていきます。また、有料ごみ処理券の未貼付やごみの未分別、曜日違い、日量超過などの不適正排出をしている事業者に対しては、費用負担の公平性や公衆衛生・美観の維持の観点から、有料ごみ処理券の貼付や適正排出についての指導を徹底し、資源の適正な分別等を促します。

④集団回収の積極的活用

担い手の固定化・高齢化など地域の実情や、再生資源化市場の動向に注視しつつ、集団回収事業に対する支援を継続し、ごみ減量意識の醸成や地域コミュニティの活性化を図っていきます。

(3) 安定的で適正なごみ処理

①適正分別・適正排出の徹底

分別のルール徹底や排出マナーの遵守について、広報・冊子やホームページを通じて情報提供をします。その際、令和元(2019)年度に実施した集積所におけるQRコードによる多言語案内と同様に、区民のニーズに合わせた情報媒体の拡充を図っていきます。

また、曜日違い、粗大ごみや金属・陶器・ガラスごみ等を燃やすごみに混入するなどの不適正排出者に対して、適正排出に向けたきめ細やかな指導を行うとともに、巡回パトロールを強化するなどして、不法投棄の防止を徹底していきます。

②有害物質等の適正処理

乾電池や蛍光灯、廃食油、小型家電の拠点回収について、区民に周知を図り回収への協力を促します。

2次電池や水銀含有物、スプレー缶といった有害性・危険性のあるごみについては、別の袋に入れ品目を表示して排出するよう、区民への周知徹底を図っていきます。

また、感染性の恐れのある使用済注射針については、薬剤師会の協力のもと、薬局を拠点とした回収を行っていきます。

③事業者への情報提供・指導

行政収集にごみを出している小規模事業者に対して、引き続き民間収集事業者やリサイクル事業者の情報を提供することにより、民間収集への移行を働きかけていくとともに、行政収集にごみを排出する場合には有料ごみ処理券の貼付や適正排出について指導を徹底していきます。

また、すでに民間収集を行っている事業者も含め、区内の事業者に対して、区内の事業系ごみの排出・処理状況や国の法令、本区の条例等に関する情報提供を行いながら、事業系ごみの減量・資源化・適正処理を促進していきます。

④ごみ収集有料化等の調査・検討

家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制や資源分別の促進、費用負担の公平性の確保に効果があると言われてしています。ただし、東京 23 区においては、共同処理を行っていることなどから、他区との連携を図りながら検討を進めていく必要があります。

本区では、ごみ減量・資源化の取組みを一層促進するため、区民の理解・協力を得ることを前提に、ごみ有料化の効果や導入の是非などについて引き続き慎重に検討を進めていきます。

⑤災害廃棄物対策

地震等により発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「豊島区災害廃棄物処理基本計画」に基づき、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合や他区、関係機関と協力・連携の下、必要な体制の整備を図っていきます。

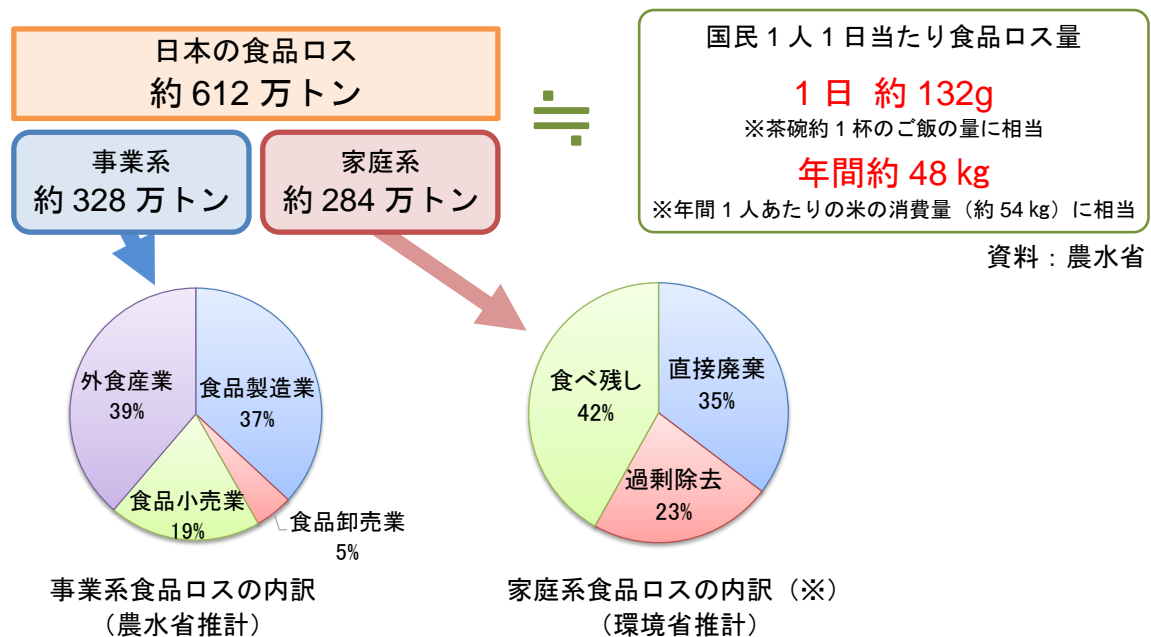
第6章 食品ロス削減推進計画

1 食品ロス削減推進計画の基本事項

(1) 食品ロスの現状

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を言います。国全体では年間で 612 万トンの食品ロスが発生し（2017 年度）、その約 46%の 284 万トンが家庭から排出されていると推計されています。（図表 2）

図表 2 日本の食品ロス発生量（2017 年度）

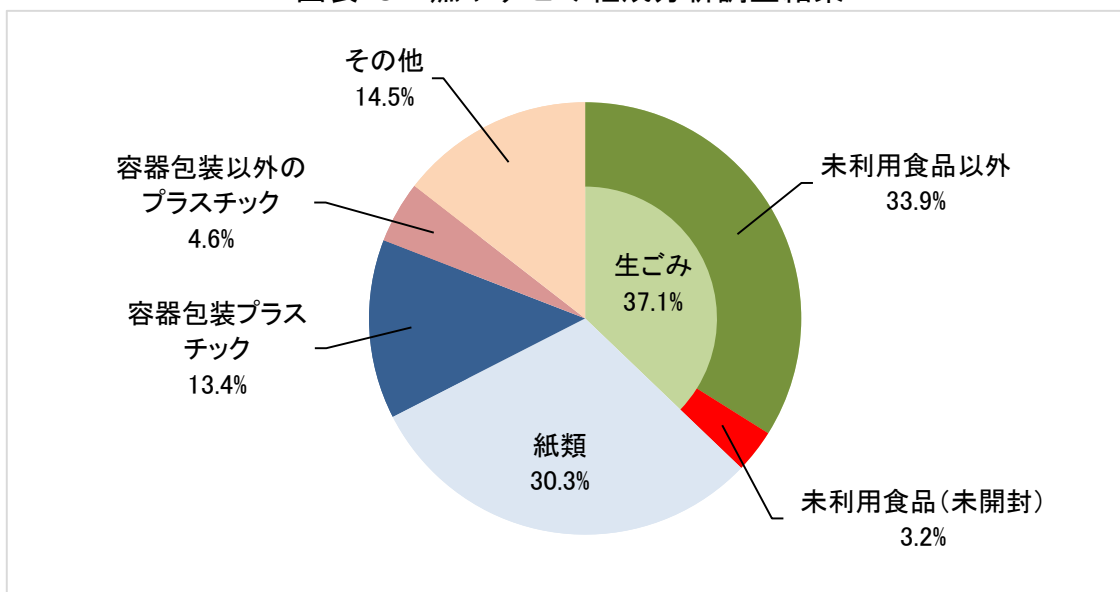


- ※ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材又は食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの。
- 食べ残し：使用・提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの。
- 過剰除去：調理時に大根の皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に、過剰に除去した可食部分が廃棄されたもの。

本区において、令和元（2019）年度に実施した燃やすごみの組成分析調査では、燃やすごみ中には 3.2%の未利用食品が含まれていました。（図表 3）

令和元（2019）年度の燃やすごみ量は 51,662 トンです。これに単純に未利用食品組成 3.2%を掛け合わせると、未利用食品の推定排出量は、1,653 トン（区民 1 人 1 日あたり 15.6 g）となります。

図表 3 燃やすごみ組成分析調査結果



資料：令和元（2019）年度豊島区廃棄物排出実態調査

(2) 計画の位置付け

区市町村が策定する食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、国または東京都の基本方針等を踏まえて策定され、「区市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として位置づけられます。

また、本計画の期間および目標は、同法第 11 条に基づき定められた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて定めています。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

2 食品ロス削減推進計画の方針・目標

(1) 食品ロス削減の方針

一般廃棄物処理基本計画の基本理念「3Rの輪でSDGsを実現するまちとしま」の下、食品ロスのリデュース（発生抑制）及び食品を必要としている人に届けるリユース（再使用）に加え、区民、事業者、行政、NPO法人や大学・教育機関など様々な主体が共通理解を図りながら、互いに連携し一体となって食品ロスの削減に取り組めます。

(2) 食品ロス削減推進の目標

区民アンケート調査等により区民の食品ロス削減状況を把握し、令和12（2030）年度までに食品ロスの削減に取り組む区民の割合を80%以上にしていきます。

3 食品ロス削減のための取組み

(1) 情報発信・普及啓発の推進

区民・事業者に取り組みの必要性を認識し深めてもらうため、食品ロス削減に関する分かりやすいリーフレットの作成や、区ホームページに特設ページを設けるなど、情報発信の充実を図っていきます。

また、「食品ロス削減月間」など食品ロス削減キャンペーンの実施や、区民や児童・生徒を対象とした食品ロス削減講座の実施等により、食品ロス削減の普及・啓発を進めます。

(2) 販売店や飲食店との協力体制の充実

現在実施している食べきり協力店を拡充し、店舗における取組みを区民や区外からの買い物客等にPRします。

また、商店会、事業者団体等との連携の下、食品ロス削減に向けた事業者向け情報（国や東京都の取組み等も含む）を提供します。

(3) 大学や教育機関との連携

大学研究機関等と連携し、食品ロス削減レシピの開発など、各種取組みを展開していきます。

(4) 関係団体との連携

未利用食品の有効活用を図るため、NPO法人、福祉団体等との連携を図っていきます。

(5) 事業者としての本区の実践の推進

区施設から発生する食品ロスの実態を把握し、必要に応じて食品ロス削減の取組みを進めていきます。

第7章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は昭和53（1978）年にほぼ100%に達しており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理されています。

残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は区で収集運搬し、品川清掃事務所で固形分を取り除いた後、下水排除基準以下まで希釈して公共下水道に放流していきます。

2 基本計画

家庭及び事業所から排出される生活排水については、残存する一般家庭のくみ取り世帯の状況などを勘案の上、公共下水道で処理されるように引き続き働きかけます。

また、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥*」及び「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき、一般廃棄物処理業者への委託による処理とします。

3 処理の区分・主体

し尿等の収集運搬、処理の主体は原則として下表のとおりとします。

家庭系のくみ取りし尿の収集運搬は、引き続き収集体制を有している板橋区に委託して処理していきます。

図表 4 一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況

区分		収集運搬	処 分
家庭系	し尿	豊島区（板橋区に委託）	東京二十三区清掃一部事務組合
	浄化槽汚泥（汚水を含む）	一般廃棄物収集運搬業者	
事業系	し尿	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者※
	し尿混じりのビルピット汚泥		

※もっぱら住居用の建築物から排出されたもので、区の承認を受けたものについては清掃一組でも受け入れ可能

用語解説

イノベーション

物事の「新機軸」「新しい活用法」を創造する行為、及び技術革新のこと。

拡大生産者責任

製品などの製造者や販売者が、環境負荷の提言や自主的な回収を行うなど、その製品などの廃棄・処分に至るまで一定の責任を追うこと。

サプライチェーン

商品や製品が消費者の手元に届くまでの原材料の調達、製造、在庫管理、物流、販売といった一連の流れのことを言う。

食品ロス削減推進法

食品ロスの削減を総合的に推進するため、国、地方公共団体等の責務や基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める法律。正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元(2019)年10月施行)。

第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、国が循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたもの。概ね5年おきに見直しを行うものとされており、平成30(2018)年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定された。

食べきり協力店

「小盛メニューの導入」「食べ残しを減らすための呼びかけ」「ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた周知活動の実施」「食品廃棄物のリサイクル」等により食品ロス削減に取り組み、豊島区食べきり協力店制度に登録された飲食店。

東京二十三区清掃一部事務組合

東京23区内で発生する一般廃棄物の中間処理を共同で行うために、23区の総意により

設立した一部事務組合(地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体)。

廃プラスチックサーマルリサイクル

ごみとして排出されるプラスチックを清掃工場で焼却し、焼却時に発生した熱をエネルギーとして回収する手法。

ビルピット汚泥

ビルピットとは、汚水、雑排水、雨水等を下水道放流するまでの間、一時貯留するためにビルの地下部分に設置した排水溝。ビルピット汚泥は、そのビルピットから発生する汚泥のこと。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集め、必要とする方に提供する仕組み。

フードレスキュー

食品を買うとき、賞味期限や消費期限の迫ったものから購入することで、期限切れで廃棄される食品を減らすこと。

容器包装リサイクル法

家庭から排出される容器包装廃棄物について、排出抑制のための措置やリサイクルのための消費者・市町村・事業者の役割分担などを定める法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成12(2000)年4月完全施行)。

3R(スリー・アール)

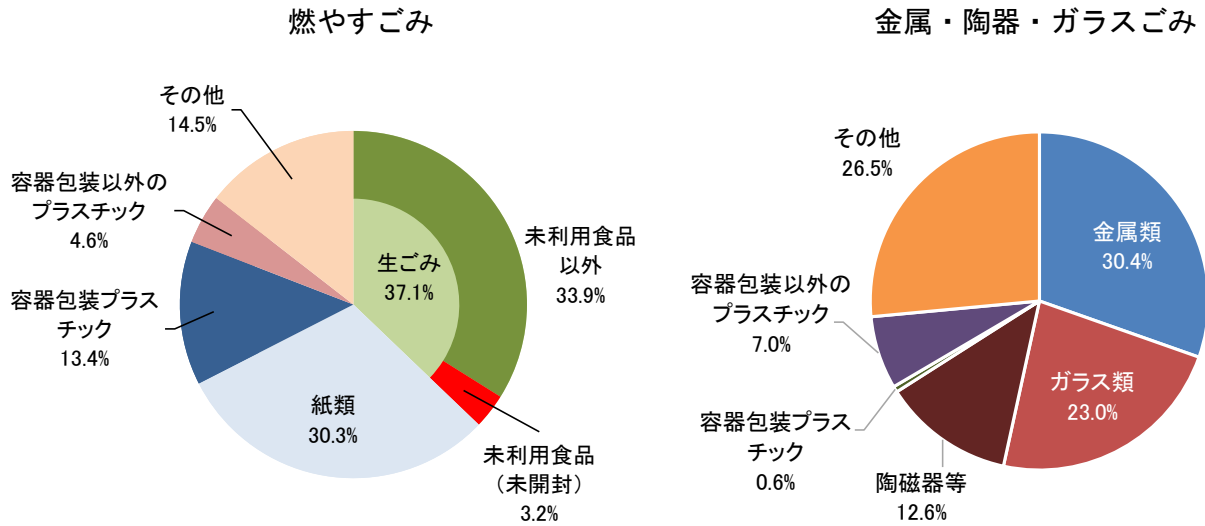
ごみの発生抑制(Reduce=リデュース)、再使用(Reuse=リユース)、再生利用(Recycle=リサイクル)の頭文字をとったもの。リサイクルに比べ、2R(リデュース・リユース)の取組みが遅れていると言われており、その推進が求められている。

NPO

民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体(Nonprofit Organization)のこと。

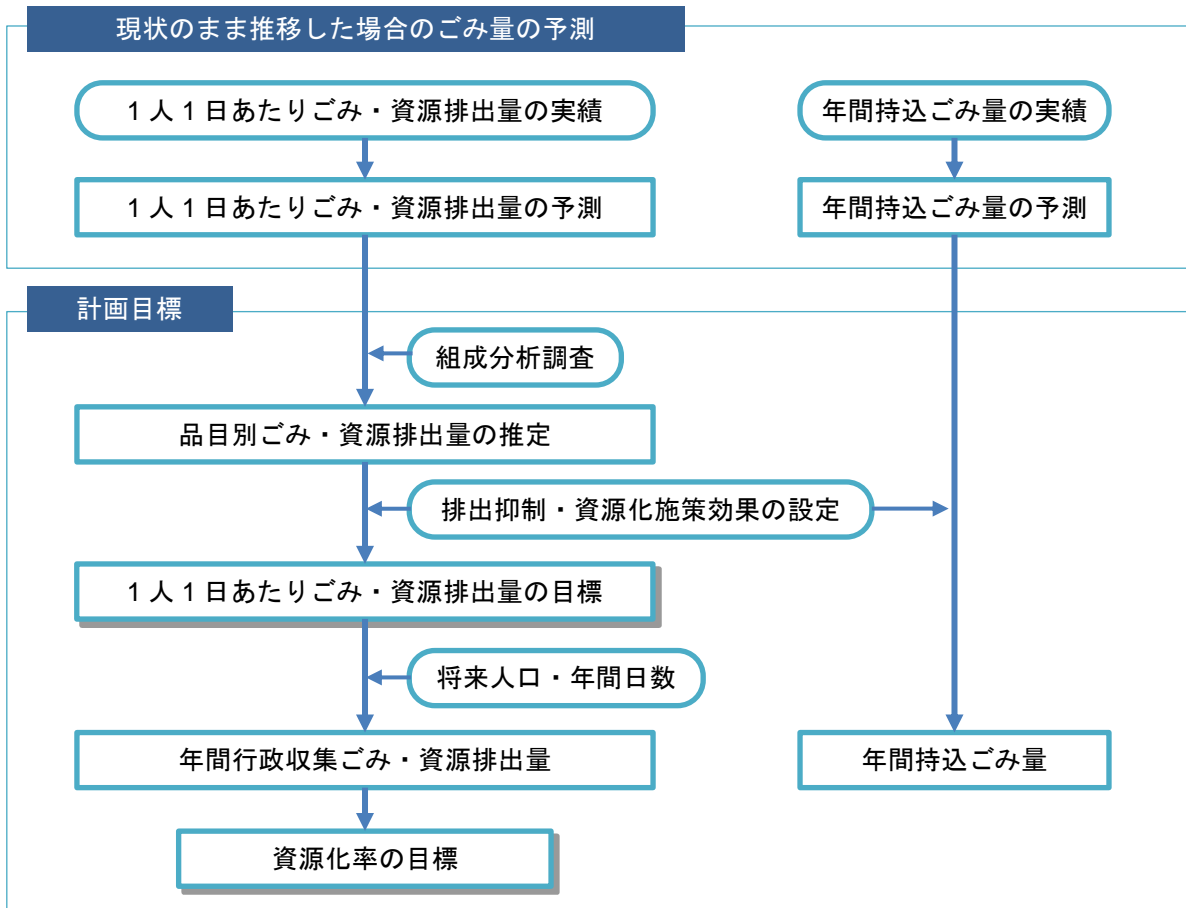
資料編

資料1 家庭ごみの組成



令和元年度 豊島区廃棄物排出実態調査

資料2 ごみ量の予測と計画目標の設定フロー



資料3 ごみ量の予測と計画目標

現状のまま推移した場合の予測

■現状のまま推移した場合の予測は、平成26(2014)年度から令和元(2019)年度の実績に基づき推計しています。

年度	実績 推計値																
	令和元 (2019) 基準年	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025) 短期	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030) 中期	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035) 長期
人口	a	289,508	290,246	290,600	290,954	291,308	291,662	292,016	292,275	292,534	293,052	293,310	293,358	293,406	293,454	293,502	293,552
区収集ごみ量(t/年)	b	55,992	54,750	54,507	54,309	54,300	53,923	53,823	53,888	53,675	53,622	53,578	53,652	53,443	53,386	53,337	53,437
資源回収量(t/年)	c	14,860	14,001	13,737	13,514	13,359	13,011	12,879	12,796	12,657	12,563	12,479	12,427	12,317	12,245	12,180	12,152
ごみ・資源計(t/年)	d	69,180	67,275	66,795	66,398	66,249	65,791	65,340	65,330	64,992	64,854	64,733	64,760	64,451	64,329	64,220	64,295
区民1人1日あたりのごみ量(g/人日) e=b÷a÷年間日数		528	517	514	511	509	506	505	503	502	501	500	499	498	498	498	497
資源化率(%) f=c/d		21.5%	20.8%	20.6%	20.4%	20.2%	19.8%	19.7%	19.6%	19.5%	19.4%	19.3%	19.2%	19.1%	19.0%	19.0%	18.9%
(参考)																	
持込ごみ量(t/年)	g	40,607	31,264	33,334	35,404	37,474	39,543	41,611	41,599	41,588	41,577	41,566	41,547	41,538	41,530	41,521	41,513

計画目標

■計画目標は、施策による発生抑制や資源回収量の増加によるごみ減量などを反映しています。

年度	実績 推計値																
	令和元 (2019) 基準年	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025) 短期	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030) 中期	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035) 長期
人口	a	289,508	290,246	290,600	290,954	291,308	291,662	292,016	292,275	292,534	293,052	293,310	293,358	293,406	293,454	293,502	293,552
区収集ごみ量(t/年)	b	55,992	55,219	54,446	53,673	52,900	52,127	51,354	50,953	50,753	50,552	50,352	50,205	50,058	49,911	49,764	49,617
資源回収量(t/年)	c	14,860	14,813	14,766	14,720	14,673	14,627	14,580	14,565	14,557	14,549	14,542	14,569	14,596	14,624	14,651	14,678
ごみ・資源計(t/年)	d	69,180	68,411	67,643	66,875	66,106	65,338	64,570	64,178	63,982	63,786	63,590	63,477	63,364	63,251	63,138	63,025
区民1人1日あたりのごみ量(g/人日) e=b÷a÷年間日数		528	520	513	505	497	482	480	477	475	473	470	469	468	466	465	463
資源化率(%) f=c/d		21.5%	21.7%	21.8%	22.0%	22.2%	22.4%	22.6%	22.7%	22.8%	22.8%	22.9%	23.0%	23.0%	23.1%	23.2%	23.3%
(参考)																	
持込ごみ量(t/年)	g	40,607	31,264	33,334	35,404	37,474	39,543	41,611	41,599	41,588	41,577	41,566	41,547	41,538	41,530	41,521	41,513

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

※資源回収量 c：不燃ごみ、粗大ごみ・資源化量は資源回収量に含む。

※ごみ・資源計 d：区収集ごみ量と資源回収量の合計から不燃ごみ、粗大ごみ・資源化量を除いた値。

※資源化率 f = 資源回収量 c ÷ ごみ・資源計 d



発行：令和3年3月
豊島区 環境清掃部 ごみ減量推進課
電話：03 (3981) 1111
豊島区ホームページ
<http://www.city.toshima.lg.jp>

